

上尾市企業立地マッチング支援事業実施要綱

（令和4年7月20日
市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、企業立地の促進及び物件（市内に所在する土地及び建物をいう。以下同じ。）の有効活用を図るため、立地企業と物件提供者との連携を支援する企業立地マッチング支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地 物件に事業所、工場等を立地するため、立地企業及び物件提供者の間で行われる連絡、交渉、契約の締結その他の一連の活動をいう。
- (2) 立地企業 物件に事業所、工場等の立地を希望する法人又はその仲介業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）若しくは開発事業者（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び開発行為に準ずる行為を行う事業者をいう。）をいう。
- (3) 物件提供者 物件を所有する個人又は法人であつて、立地企業に対する自己の所有する物件の売却又は賃貸を希望するものをいう。
- (4) 立地物件 企業立地において物件提供者が立地企業に売却又は賃貸をしようとする物件をいう。

（立地物件の登録要件）

第3条 次条第1項の規定による登録の対象となる立地物件（土地に限る。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は同条第2項に規定する道路に4メートル以上接していなければならない。

（物件情報の登録）

第4条 支援事業を利用しようとする物件提供者は、物件情報登録申込書（第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に立地物件に関する情報（以下「物件情報」という。）の登録を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、物件情報登録結果通知書（第2号様式）により、その結果を当該申込みをした物件提供者に通知するものとする。

（企業希望情報の登録）

第5条 支援事業を利用しようとする立地企業は、企業希望情報登録申込書（第3号様式）に必要な書類を添付して、市長に自己の事業所、工場等の立地の希望に関する情報（以下「企業希望情報」という。）の登録を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、企業希望情報登録結果通知書（第4号様式）により、その結果を当該申込みをした立地企業に通知するものとする。

3 市長は、第8条第2項第5号又は第6号の規定により企業希望情報を抹消された立地企業が改めて第1項の規定による申込みをしたときは、当該申込みを拒否することができる。

（登録情報の登録の有効期間）

第6条 第4条第2項の規定により登録する旨の決定を受けた物件情報及び前条第2項の規定により登録する旨の決定を受けた企業希望情報（以下これらを「登録情報」という。）の登録の有効期間は、第4条第2項の規定により物件情報を登録する旨の決定を受けた物件提供者（以下この項及び第13条において「登録物件提供者」という。）及び前条第2項の規定により企業希望情報を登録する旨の決定を受けた立地企業（以下「登録立地企業」という。）がそれぞれ申込みをした日から1年を超えない範囲内で、当該登録物件提供者及び登録立地企業（以下「登録関係者」という。）が当該申込みの際に定める期間とする。

2 前項の有効期間は、当該有効期間の満了の日までに市長に申し込むことにより、これを更新することができる。

3 第4条第1項又は前条第1項の規定は前項の規定による第1項の有効期間の更新の申込みについて、第4条第2項又は前条第2項の規定は当該更新の申込みに対する決定について準用する。

4 前項において準用する第4条第1項又は前条第1項の規定による申込みをした場合において、当該申込みをした日前に登録されていた登録情報は、

前項において準用する第4条第2項又は前条第2項の規定により通知した物件情報又は企業希望情報のそれぞれの有効期間の開始の日からその効力を失うものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当する場合における登録情報の登録の有効期間の満了の日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 第3項において準用する第4条第1項又は前条第1項の規定による申込みをした場合 前項の規定によりその効力を失うものとされた日

(2) 契約の締結その他の事由により登録関係者の間で行われる企業立地が終了した場合 当該企業立地が終了した日

(登録情報の変更)

第7条 登録関係者は、登録情報に変更があったときは、登録情報変更届出書（第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、当該届出の内容に基づき、登録情報を変更するものとする。

(登録情報の抹消)

第8条 登録関係者は、登録情報を抹消しようとするときは、登録情報抹消申出書（第6号様式）により、市長に申し出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録関係者に係る登録情報を抹消するものとする。

(1) 前項の規定による申出があったとき。

(2) 登録情報の登録の有効期間が満了したとき。

(3) 登録された立地物件（第13条及び第14条において「登録物件」という。）が第3条に規定する要件を欠いていると市長が認めたとき。

(4) 第4条第1項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出された物件情報登録申込書及び当該申込書の添付書類並びに第5条第1項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出された企業希望情報登録申込書及び当該申込書の添付書類の内容に虚偽の記載があったとき。

(5) 登録立地企業が、第14条の規定に違反したとき。

(6) 登録関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであると判明したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、登録情報として登録されていることが適当でないとき市長が認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録情報を抹消したときは、登録情報抹消通知書(第7号様式)により、その旨を当該登録情報に係る登録関係者に通知するものとする。

(登録情報台帳の整備)

第9条 市長は、第4条第2項(第6条第3項において準用する場合を含む。)又は第5条第2項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録情報を記載した台帳(次条及び第11条において「登録情報台帳」という。)を整備し、これを保管するものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、必要と認めるときは、登録情報台帳に記載された登録情報を登録関係者に提供することができる。

(登録関係者への通知)

第11条 市長は、登録情報台帳により企業立地に関し希望が一致する登録情報を確認することができたときは、適合物件通知書(第8号様式)又は適合企業通知書(第9号様式)により、その旨を登録関係者に通知することができる。

(報告)

第12条 市長は、前条の規定による通知を受けた登録立地企業に対し、交渉等の経過及び結果について報告を求めることができる。

2 登録立地企業は、契約の締結その他の事由により登録関係者の間で行われる企業立地が終了したときは、企業立地終了報告書(第10号様式)により、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(登録物件提供者の責務)

第13条 登録物件提供者は、物件情報の登録の有効期間内において、登録物件を管理しなければならない。

2 前項の規定は、登録物件提供者が登録物件に関しこの要綱に基づく契約

以外の契約その他これに準ずる行為をすることを妨げない。

(登録立地企業の責務)

第14条 登録立地企業は、登録物件において事業所、工場等の立地をしようとするときは、建築基準法、工場立地法（昭和34年法律第24号）、都市計画法その他の関係法令を遵守しなければならない。

(免責)

第15条 市は、登録関係者の間で行われる連絡、交渉、契約の締結その他の一連の活動により生じた事故、損害等については、賠償その他の責任を一切負わないものとする。

(守秘義務)

第16条 登録関係者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報保護に関する規定を遵守するとともに、支援事業に関して知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。